

社会人に開かれている制度として、科目等履修生制度と研究生制度及び聴講生制度があります。科目等履修生は、本学で開講している授業科目を30単位まで履修することができます(受講が認められない科目もあります)。

東京家政学院大学科目等履修生規則

※(趣旨)

第1条 東京家政学院大学学則(以下「学則」という。)第52条第2項に規定する科目等履修生については、この規則の定めるところによる。

※(入学の時期)

第2条 科目等履修生の入学時期は、学年又は学期の始めとする。

※(入学資格)

第3条 科目等履修生の入学資格は、学則第19条に規定する大学入学資格を有する者とする。

※(科目等履修の範囲)

第4条 科目等履修生として履修できる授業科目は、各学部カリキュラム委員会で審議し、担当教員の同意を得たものとする。

※(入学の出願)

第5条 科目等履修生として入学を志願する者は、次の書類に所定の入学検定料を添えて、指定の期間内に、これを提出しなければならない。

- (1)入学願書(本学所定の様式) 1通
- (2)履歴書(本学所定の様式) 1通
- (3)最終学校の卒業又は修了証明書及び成績証明書 各1通
- (4)健康診断書 1通
- (5)在職中の者は、その所属長の承諾書 1通
- (6)日本以外の国籍を有する者は、上記各号の他に登録済証明書、日本留学試験成績通知書及び在留資格認定証明書(写) 各1通

※(履修単位数)

第9条 科目等履修生として履修できる料目の総単位数は30単位以内とする。

※(科目等履修生の修了)

第10条 科目等履修生修了者には、願い出により科目等履修生修了証明書を交付する。

※(単位認定)

第11条 履修した料目のうち、単位の修得を必要とする場合は、願い出て試験を受けることができる。

2 前項の試験に合格した者には、所定の単位を与える。

3 前項により認定された単位については、願い出により単位修得証明書を交付する。

※(退学)

第12条 在学期間の途中で退学する者は、学長の許可を受けなければならない、
(授業料等の額)

第13条 科目等履修生の検定料、入学金及び授業料は、次のとおりとする。ただし、実験・実習・実技科目を履修する場合は、経費を別途徴収することがある。

- (1)検定料 10,000円
- (2)入学金 15,000円
- (3)授業料 15,000円(1単位毎に)

2 前項の授業料は、指定した期日までに納めなければならない。

3 既納の検定料、入学金及び授業料は、返戻し

ない。

※(入学の選考)

第6条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

第7条 前条の選考結果に基づき合格通知を受けた者は、次の書類に所定の入学金を添えて、所定の期日までに入学手続をしなければならない。

- (1) 誓約書(本学所定の様式) 1通
- (2) 調査書(本学所定の様式) 1通
- (3) 学籍カード(本学所定の様式) 1通

2 学長は、前項の手続を完了した者に入学を許可する。

※(在学期間)

第8条 在学期間は、当該学期又は学年の終りまでとする。ただし、引き続き在学を希望する者については、願い出により在学期間の延長を許可することができる。

※(他の規則の準用)

第14条 科目等履修生については、この規則及び別に定めるもののほか、東京家政学院大学学則及び学生通則等を準用する。

附 則

- 1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 東京家政学院大学聴講生規則(昭和62年7月9日施行)は、廃立する。

附 則

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成13年7月5日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。